

大阪市告示第1705号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター訓練棟（施設名：大阪市更生療育センター）について、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例（昭和59年大阪市条例第50号）第19条前段の規定に基づき公告する。

令和7年12月18日

大阪市長 横山英幸

1 施設の名称

大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター訓練棟
(施設名：大阪市更生療育センター)

2 指定管理者

大阪市天王寺区東高津町12番10号
社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター管理課)